

男女共参審第3号
令和3年12月15日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市男女共同参画審議会
会 長 市 川 香 織

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

令和3年11月19日付け政第131号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

平成11年に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから22年が経過しました。

その間、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定・改正をはじめ、さまざまな法制度の整備等を行うなど、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られています。

また、四街道市においては、平成26年度にスタートした第3次四街道市男女共同参画推進計画の約6割の成果指標に進捗がみられるなど少しずつではありますが、着実に進展しているものと評価します。

しかしながら、令和2年に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」結果では、男女の地位の平等について、依然として多くの分野で男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等と感じている傾向があることや配偶者等間の家事等の分担について、女性が担う傾向が強く、固定的役割分担意識が解消していないことが明らかになるなど、未だに多くの課題があります。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したDVの増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等に係る対応など、新たな課題も生じています。

本審議会では、こうした認識の下、諮問を受けた「第4次四街道市男女共同参画推進計画（以下、「次期計画」という。）（案）」について、男女共同参画を取り巻く社会の動向や四街道市の現状を踏まえ、市民ニーズなども考慮しながら慎重に審議した結果、その内容についてはおおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された次期計画を推進するに当たり、行政と市民、事業者、団体等との協働・連携を一層推し進め、めざす社会のすがたである「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会」の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

なお、以下の意見を付しますので、計画の推進に当たっては、当該意見等を十分尊重し、その実現に向け努められるよう要望します。

記

1 計画全体について

- (1) 計画の実施に当たっては、国、県及び他市町村等と連携し情報共有を図りながら、積極的な推進に努め、成果指標に設定した目標値の達成に向け取り組まれない。
- (2) 取組内容や取組ごとに設定した活動評価項目等について、必要に応じて見直しを検討するなど「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、計画を推進されたい。

2 計画の内容について

- (1) 幅広い世代への男女共同参画に関する意識啓発が重要である。特に若い世代に対しては、SNSなどのメディアを効果的に活用し、情報発信に努められたい。
- (2) 男女共同参画に関する意識については、幼児期から漸次形成されていくものであることから、成長段階に応じ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に努められたい。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種認定制度について、事業者等に対し、さらなる周知・啓発を行うなど、労働分野における男女共同参画の促進に向け一層取り組まれたい。
- (4) 様々なライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、事業者等に対し理解を促進することが重要であることから、特に女性の出産前後における就業継続について、周知・啓発に取り組まれたい。また、LGBTの方に対する理解促進について周知・啓発等を行う際は、社会情勢に十分に留意し実施されるよう努められたい。